

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に基づく貸切バス事業者の認定について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本バス協会では本年度より「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の運用を開始しており、このたび、安全確保への取組状況が優良な貸切バス事業者について、初めての認定を行いましたので、お知らせいたします。（現時点において236社から申請があり、現在、順次審査・認定を行っているところです。）

なお、本制度の主な概要及び認定の方法については下記のとおりです。また制度詳細については日本バス協会ホームページ（<http://www.bus.or.jp/about/nintei.html>）をご覧ください。

当協会と致しましては、旅行会社や学校関係者、自治体等の皆様や利用者である国民の皆様に同制度について是非お知り頂くとともに、より安全性の高い貸切バス事業者をお選び頂く際の指標として頂きたいと考えております。

記

1：制度の名称

貸切バス事業者安全性評価認定制度

2：制度の目的

貸切バスの利用者にとって、どの貸切バス事業者が安全性に対する取組みを適切に行っているか分かりにくい状況にあることから、貸切バス事業者の安全性に対する取組状況、事故や行政処分状況等の評価し、認定・公表することで、利用者に対して事業者の安全性を「見える」ものとするにより、利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択する際の指標となり、貸切バス事業者の安全性向上に資するとともに、貸切バスの健全な発展を図ることを目的としています。

3：評価認定の対象

一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者。バス協会の会員でなくとも認定の対象となります。）

4：評価認定の方法

評価認定は、貸切バス事業者からの申請に基づき、申請事業者の安全性に対する取組状況等についての認定基準（別添2参照）への適合性について、日本バス協会において書面及び訪問審査を行い、学識経験者、有識者、国土交通省、日本バス協会により構成される「貸切バス事業者安全性評価認定委員会」において決定されます。

5：平成23年度第1回目認定の概要

平成23年度第1回目の評価認定は平成23年8月19日に「貸切バス事業者安全性評価認定委員会」を開催し、認定基準に適合した貸切バス事業者の認定を行いました。

- ① 平成23年度第1回目認定事業者：21事業者（別添1参照）

② 今後、審査の進捗状況にあわせて順次認定を行う予定です。

6：シンボルマークについて

認定を受けた貸切バス事業者に対しては、バス車両貼付用の「SAFETY BUS」シンボルマーク（下図参照）のステッカーを交付します。



【お問い合わせ】

公益社団法人 日本バス協会

業務部 担当：川合・北村

TEL：03-3216-4014

FAX：03-3216-4016

会社名	郵便番号	住 所	TEL	車両数
北海道中央バス株式会社	047-8601	北海道小樽市色内1-8-6	011-221-7634	30
札幌第一観光バス株式会社	062-0051	北海道札幌市豊平区月寒東一条19-3-50	011-850-5500	17
空知中央バス株式会社	073-0033	北海道滝川市新町3-2-1	0125-24-8855	25
ニセコバス株式会社	048-1512	北海道虻田郡ニセコ町中央通56	0136-44-2001	34
宮城交通株式会社	981-3201	宮城県仙台市泉区泉ヶ丘3-13-20	022-771-5313	47
松山観光バス株式会社	999-6861	山形県酒田市山田23-5	0234-62-2929	16
関鉄観光バス株式会社	300-0051	茨城県土浦市真鍋1-10-8	029-822-3737	70
永井運輸株式会社	371-0805	群馬県前橋市南町3-21-8	027-221-4435	21
イーグルバス株式会社	350-0042	埼玉県川越市中原町2-8-2	049-226-0111	31
株式会社はとバス	143-0006	東京都大田区平和島5-4-1	03-3761-1284	108
神奈中観光株式会社	254-0811	神奈川県平塚市八重咲町6-18	042-788-2635	75
東洋観光株式会社	238-0007	神奈川県横須賀市若松町2-7	046-837-3900	70
泉観光バス株式会社	959-1821	新潟県五泉市赤海873-1	0250-41-0888	25
長野交通株式会社	389-2413	長野県飯山市照里1302-2	0269-65-3106	12
富士急静岡バス株式会社	419-0201	静岡県富士市厚原771-1	0545-71-2495	30
株式会社アクト	410-0865	静岡県沼津市東間門144	055-961-0001	21
千里山バス株式会社	566-0042	大阪府摂津市東別府3-8-32	06-6340-1177	57
播州交通株式会社	675-0064	兵庫県加古川市加古川町溝之口507	0795-42-5066	19
有限会社スサノオ観光	693-0511	島根県出雲市佐田町八幡原618-1	0853-73-7272	26
広交観光株式会社	733-8514	広島県広島市西区三篠町3-14-17	082-843-7799	50
伊予鉄道株式会社	790-0012	愛媛県松山市湊町4-4-1	089-948-3111	32
21社				816

会社名	郵便番号	住 所	TEL	車両数
伊予鉄道株式会社	790-0012	愛媛県松山市湊町4-4-1	089-948-3111	32
千里山バス株式会社	566-0042	大阪府摂津市東別府3-8-32	06-6340-1177	57
泉観光バス株式会社	959-1821	新潟県五泉市赤海873-1	0250-41-0888	25
株式会社アクト	410-0865	静岡県沼津市東間門144	055-961-0001	21
松山観光バス株式会社	999-6861	山形県酒田市山田23-5	0234-62-2929	16
長野交通株式会社	389-2413	長野県飯山市照里1302-2	0269-65-3106	12
有限会社スサノオ観光バス	693-0511	島根県出雲市佐田町八幡原618-1	0853-73-7272	26
広交観光株式会社	733-8514	広島県広島市西区三篠町3-14-17	082-843-7799	50
東洋観光株式会社	238-0007	神奈川県横須賀市若松町2-7	046-837-3900	70
株式会社はとバス	143-0006	東京都大田区平和島5-4-1	03-3761-1284	108
札幌第一観光バス株式会社	062-0051	北海道札幌市豊平区月寒東一条19-3-50	011-850-5500	17
空知中央バス株式会社	073-0033	北海道滝川市新町3-2-1	0125-24-8855	25
ニセコバス株式会社	048-1512	北海道虻田郡ニセコ町中央通56	0136-44-2001	34
北海道中央バス株式会社	047-8601	北海道小樽市色内1-8-6	011-221-7634	30
イーグルバス株式会社	350-0042	埼玉県川越市中原町2-8-2	049-226-0111	31
播州交通株式会社	675-0064	兵庫県加古川市加古川町溝之口507	0795-42-5066	19
富士急静岡バス株式会社	419-0201	静岡県富士市厚原771-1	0545-71-2495	30
永井運輸株式会社	371-0805	群馬県前橋市南町3-21-8	027-221-4435	21
宮城交通株式会社	981-3201	宮城県仙台市泉区泉ヶ丘3-13-20	022-771-5313	47
神奈中観光株式会社	254-0811	神奈川県平塚市八重咲町6-18	042-788-2635	75
関鉄観光バス株式会社	300-0051	茨城県土浦市真鍋1-10-8	029-822-3737	70
21社				816

認定基準

○評価・認定対象

評価・認定を希望する一般貸切旅客自動車運送事業の事業者（貸切バス事業者）

○申請条件

評価・認定を希望する貸切バス事業者は、以下の条件を全て満たしていること。

- ① 事業許可取得後 3 年以上経過していること。
- ② 安全性に対する取組状況における法令遵守事項に関する違反がないこと。
- ③ 過去 2 年間に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第 2 条第 3 号に規定する事故（以下「死傷事故」という。）が発生していないこと。
- ④ 過去 1 年間に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第 2 条第 1 号に規定する事故（以下「転覆等の事故」という。）又は悪質な法令違反による事故（以下「悪質違反による事故」という。）が発生していないこと。
- ⑤ 過去 1 年間に、安全の確保に関する法令違反を含む違反により、30 日車の車両停止以上の行政処分が発生していないこと。

注 「悪質違反による事故」とは、飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠りにより生じた事故をいう。

注 申請条件①～⑤は全て貸切バス事業に係るものを対象とする。

○認定事業者の決定

- ① 申請条件を満たしていること。
- ② 評価点数の合計が 60 点以上であること。
- ③ 各評価項目が下記の基準点以上であること。

大項目	法令遵守事項 (20 点)		評価項目 (I. については上位事項) (80 点)	
	配点	基準点	配点	基準点
I. 安全性に対する取組状況	20 点	20 点	40 点	10 点
II. 事故及び行政処分の状況			20 点 (事故 10 点 行政処分 10 点)	事故のみ 10 点
III. 運輸安全管理取組状況			20 点	10 点

注 基準点とは、各評価項目において最低限必要となる点数である。

注 行政処分の点数は、配点－累積点数（配点を超える場合には 0 点）であるため、基準点は設定しない。

○有効期間

2 年間

○本制度の更新申請（予定）

認定種別については以下のように運用する予定です。

- ア 認定種別は一ツ星、二ツ星、三ツ星の三種類とする。
- イ 初申請の事業者が 60 点以上の場合、一ツ星事業者となる。（59 点以下は認定しない。）
- ウ 更新時に一ツ星事業者が 60 点以上 79 点以下の場合、一ツ星事業者となり、80 点以上の場合、二ツ星事業者となる。（59 点以下の事業者は剥奪される。）
- エ 更新時に二ツ星事業者が 60 点以上 79 点以下の場合、一ツ星事業者となり、80 点以上の場合、三ツ星事業者となる。（59 点以下の事業者は剥奪される。）

